

吸收分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号
及び会社法施行規則第 189 条に規定する書類)

2026 年 1 月 1 日

G L C G R O U P 株式会社

(旧商号：株式会社グッドライフカンパニー)

G L C 株式会社

(旧商号：株式会社グッドライフカンパニー一分割準備会社)

GLC GROUP 株式会社（以下、「分割会社」という。）及び GLC 株式会社（以下、「承継会社」という。）は、2025 年 10 月 15 日付で分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、不動産投資マネジメント事業に関して有する権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号、会社法施行規則第 189 条に規定する事項は、下記のとおりです。

吸收分割に関する事後開示書面
記

1. 本件分割が効力を生じた日

2026 年 1 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 差止請求手続き（会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過）

本件分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定の適用はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続き（会社法第 785 条の規定による手続の経過）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続き（会社法第 787 条の規定による手続の経過）

分割会社は会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続き（会社法第 789 条の規定による手続の経過）

分割会社は、承継会社に承継する債務について、重複的債務引受けを行いますので、分割会社の債権者は、承継債務について、本件分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができます。したがって、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 差止請求手続（会社法第796条の2の規定による手続の経過）

承継会社に対し、本件分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第797条の規定による手続の経過）

承継会社は、2025年10月15日付の「株主総会の決議の目的である事項についての提案書兼同意書」の発送をもって、会社法第797条第3項の規定による株主への通知を行いましたが、本件分割に反対する旨を通知した株主はおりませんでした。

(3) 債権者保護手続（会社法第799条の規定による手続の経過）

承継会社は、2025年11月14日付の官報をもって、承継会社の債権者に対し本件分割に対する異議申述の公告をいたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

なお、承継会社は知れたる債権者がいないため、個別催告書の発送はしておりません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日をもって、分割会社の分割承継対象事業に関する資産、債務、その他の権利義務及び契約上の地位を承継いたしました。なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：概算金118百万円

承継債務の額：概算金67百万円

5. 本件分割の登記の日

2026年1月5日以降に登記を申請することを予定しております。

6. その他本件分割に関する重要な事項

本件分割により承継会社の資本金及び資本準備金の額は増加いたしません。

分割会社は2026年1月1日付で、商号を「株式会社グッドライフカンパニー」から「G L C G R O U P 株式会社」に変更いたしました。また、同日付で本店を「福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号」に移転しております。

承継会社は2026年1月1日付で、商号を「株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社」から「G L C 株式会社」に変更いたしました。また、同日付で本店を「福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号」に移転しております。

以上